

# 「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン 自己適合チェックリスト」

## 第1項目 ゴルフ場従業員の「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト」

### 1. 日常の健康管理と対処方針

- 健康管理に万全を期すため、毎日の「体温測定」と「体調記録（自己診断で可）」を「記録管理」する。（個人情報として、厳格に管理することを前提に社内のコンセンサスを得る。）
- 発熱等の風邪症状の自覚を感じた場合は、直ちに報告させ、休暇を取得させる。
- 安全衛生委員会、衛生委員会等において会社と感染予防策を協議し、会社と従業員の意志疎通を図るとともに、必要な予防策は躊躇なく実施する。

### 2. 業務遂行に関しての服務規律

- 「手洗い・手指消毒」を一定時間内や必要に応じて励行するよう習慣化する。
- 「マスク着用」を励行させ、「咳エチケット」を習慣化する。
- ユニホーム等の洗濯は、こまめに実施する。

### 3. 執務室、休憩スペース、従業員用トイレ等の使用注意と管理

- 執務室等の机・椅子・パソコン・電話・コピー機等は、定期的に消毒を実施する。  
共用するテーブル・椅子・階段手摺・ロッカーノブ・ドアノブ等は、重点的に消毒作業する。
- 休憩スペースにおける行動も注意する。（気が緩む場所だけに特に注意が必要。）  
（具体的）従業員同士でも「身体的距離の確保」（※）を習慣化する。  
休憩室の換気は常に実施する。  
休憩時間の取得を工夫し、密接にならないよう留意する。  
飲食時は、対面にならないようにし、会話も控える。  
共有する物品（テーブル、椅子等）は、各自の使用後に消毒を実施する。
- 従業員用トイレの清掃にも配慮する。  
座面は、使用の都度消毒を実施し、次の使用者に配慮する。  
汚物は、トイレの蓋を閉めて流す。  
「ペーパータオル」、「個人用タオル」を使用し、ハンドドライヤーは使用中止する。

### 4. 罹患者が発生した場合の対処方針を事前に確認

- 従業員の家族・同居者が罹患、並びに、感染者との接触が判明した場合、直ちに所属長に報告を行い就業等の相談を実施し、休暇取得等を促す。
- 従業員が陽性者等であると判明した場合は、速やかに会社に報告し、会社は保健所と連携を図る。会社は保健所との連絡担当者を決定し、保健所の指示による濃厚接触者の自宅待機、保健所の積極的疫学調査に備える。  
保健所の指示等により、職場の消毒等が必要となった場合、陽性者の執務室・机・椅子・パソコン電話等々の消毒を実施。また、共用部分である休憩室（テーブル・椅子等）・喫煙室・ロッカールーム・トイレ等の消毒を実施。（消毒に際しては、保護具を着用）  
**【本項は、「ゴルフプレーヤーの発症が判明した場合」にも適用する。】**
- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ」への登録を推奨する。

【注記】（※）「身体的距離の確保」・・・できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める

## 第2項目 ゴルフ場運営・管理上の「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト」

### 1. 「ロッカールーム」及び「フロント受付」・・・人と人との接触防止

- 通常時よりもスタート間隔を拡大した営業とする。
- 「フロント受付」については、「身体的距離の確保」(※)に必要な距離を明示する。
- 「使用ロッカー」をスタート時刻に応じて間隔を取る工夫する。  
また、プレーヤー同士のロッカー室内での会話を自粛するよう要請する。
- プレー代金は、「自動精算機」「クレジットカード」「電子マネー」での精算を依頼する。

### 2. クラブハウスの管理・清掃等で実行すべき事項

- プレーヤーとの対面接客が必要な箇所には、アクリル板・透明のビニールカーテン等を設置する。  
(注)「ビニールカーテン等」については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合する防災製品として「防災製品ラベル」が添付されているものを使用する。
- クラブハウスは、定期的に換気する。
- 可能な限り、消毒液をプレーヤーの導線に沿ったポイントに設置する。
- 不特定多数が接触する箇所(テーブル・椅子・階段手摺・ロッカーノブ・ドアノブ・貴重品ボックス等)は、定期的に消毒作業を実施する。
- トイレの清掃  
便器清掃は、定時巡回清掃を実施する。  
ハンドドライヤーは休止し、個人用ハンドタオル、ペーパータオルを設置する。  
トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ロビー等のパブリックスペースは、「身体的距離の確保」(※)が出来るようにテーブル・椅子を設置する。定期的に換気や不特定多数が接触する箇所(テーブル・椅子等)を消毒する。
- ゴミの廃棄  
鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。  
回収作業従事者は、マスク・手袋を着用し、手袋を脱いだ後は、石鹸で手洗いを実施する。

### 3. 浴室・脱衣室を使用する場合、実行すべき事項

- プレーヤー同士の浴室・浴槽・脱衣室での会話を自粛するよう要請する。
- 浴室・浴槽・脱衣室における「身体的距離の確保」(※)に注意を促す。
- 浴室・脱衣室の定期的な換気を実施する。
- 脱衣籠(脱衣棚)等の備品は定期的に消毒する。

### 4. レストランを営業する場合、実行すべき事項(直近の感染状況から、特に注意が必要)

- テーブル・椅子を減少し、「身体的距離の確保」(※)を実施する。
- 席の配置を対面から横並びに変更 もしくは、対面の場合は、アクリル板を設置する。
- 常時換気のために窓の開放。特に、個室の使用時は換気に注意する。
- テーブル・椅子・調味料等の容器・メニュー等の手の触れる箇所は定期的に消毒を実施する。

### 5. 乗用カート

- 乗用カートの消毒は、使用後に実施する。

### 6. その他の事項

- 「スコアカードホルダー」は、使用後に清拭消毒する。
- 「レンタルクラブ」「レンタルシューズ」は中止か、継続の場合は使用後に消毒を実施する。
- 新型コロナウイルス感染防止対策を定期的に館内放送やポスター掲示などで広報する。

## 第3項目 プレーヤーに要請する「新型コロナウイルス感染防止対チェックリスト」

### 1. 入場制限事項の明確化と告知

- 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大を防止するために、以下の点を遵守の上、ご来場頂くようホームページ等で事前告知を実施する。

#### 【謝絶事由】

発熱等の風邪の症状がある方、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。咳、痰、胸部不快感のある方は、プレーの自粛をお願いするケースがある。

新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居のご家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方がいる場合。並びに、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

臭覚・味覚に異常があると感じている方。

### 2. 入場後の依頼事項

- ゴルフ場入場時、昼食時、プレー終了後は、「手洗い・手指消毒」を励行するよう依頼する。
- 「ロッカールーム」では、「身体的距離の確保」（※）と会話の自粛を要請する。
- 発熱等の風邪症状がプレー中に生じた方は、プレーの中断を依頼するケースがあることを事前告知しておく。（不安の方はお申し出により、非接触型の体温計により検温を実施する。）
- 来場に際しては、マスク着用を依頼。プレー中は、マスクの携帯を依頼する。
- 複数人でのプレーの場合、「身体的距離の確保」（※）を常にとり、会話を控えるか、マスク着用を依頼する。
- 「乗用カート」は、乗車中の会話を控えるか、会話する場合はマスク着用を要請する。

### 3. 「新型コロナウイルス感染症」対策として従業員の接遇について

- 従業員は、マスク着用の上、感染予防に必要とされる「身体的距離の確保」（※）の上、業務を遂行させて頂くことを事前告知する。

### 4. 感染発覚後の連絡依頼（「保健所への連絡」については、従業員の罹患時と同様）

- 来場後に、万が一「新型コロナウイルス」に感染した場合は、出来る限り連絡を入れて頂くよう事前に依頼しておく。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いにも十分注意しながら、来場者の名簿を適正に管理する。
- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ」への登録を推奨する。